

## 大口町要保護児童対策地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として、大口町要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童及び同条第5項に規定する要支援児童をいう。)及びその保護者又は特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。)(以下「要保護児童等」という。)についての関係機関相互の情報交換及び実情把握に関すること。
- (2) 要保護児童等の早期発見及び要保護児童等に即時対応するための関係機関等との連携に関すること。
- (3) 要保護児童等に関する理解を深めるための広報、啓発活動に関すること。
- (4) その他要保護児童等に対する必要な支援に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、代表者会議の構成員(以下「委員」という。 )の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (代表者会議)

第5条 代表者会議は、協議会の代表者により構成する会議とし、委員は、別表第

1 に掲げる関係機関等において児童の福祉に関する職務に従事する者から町長が選任する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 代表者会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員総数の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 代表者会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 要保護児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。

(2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。

(3) 協議会の年間活動方針の決定に関すること。

(4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、実際に活動する実務者により構成する会議とし、当該会議の構成員は別表第2に掲げるとおりとする。

2 実務者会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。

(2) 要保護児童等の実態把握に関すること。

(3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。

(4) 要保護児童等対策を推進するための啓発活動に関すること。

(5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。

(6) その他実務者会議の運営に必要な事項

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、実務者会議の構成員のうち個別の要保護児童等に直接関わりを有している関係機関等の実務を担当する者で構成する会議とする。

2 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 個別の要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

- (2) 個別の要保護児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の要保護児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。
- (4) 個別の要保護児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の要保護児童等に係る援助及び支援内容の検討に関すること。
- (6) その他個別ケース検討会議の運営に必要な事項  
(守秘義務)

第9条 協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(資料又は情報の提供等)

第10条 町長は、第3条に規定する各会議において必要があると認められるときは、関係機関等以外の者に出席を求め、資料又は情報の提供、意見等その他必要な協力を求めることができる。なお、この場合において協議会は、提供を受けた個人情報等の保護に配慮しなければならない。

(要保護児童対策調整機関)

第11条 町長は、法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、大口町健康福祉部こども課を指定する。

(調整機関の業務)

第12条 前条の要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 実務者会議及び個別ケース検討会議の召集に関すること。
- (3) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が代表者会議に諮って

定める。

附 則（平成18年大口町告示第66号）

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 大口町児童虐待防止連絡協議会設置要綱(平成17年大口町告示第15号)は、廃止する。

附 則（平成21年3月27日 大口町告示第43号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第26号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年12月27日 大口町告示第115号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第37号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

会議の種類	関係機関等
代表者会議	愛知県一宮児童相談センター 大口町民生委員協議会 愛知県江南警察署 大口町人権擁護委員 尾北医師会 愛知県江南保健所 大口町内小中学校 大口町内幼稚園

別表第2（第7条関係）

会議の種類	協議会構成員
実務者会議	愛知県一宮児童相談センター職員 愛知県江南警察署職員 愛知県尾張福祉相談センター職員 愛知県江南保健所職員 大口町教育委員会学校教育課職員 大口町健康福祉部こども課職員